

横浜市立山下みどり台小学校いじめ防止基本方針（改定）

平成29年4月1日 策定

平成30年2月26日 改定

1 いじめの防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に、在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権障害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「山下みどり台小学校いじめ防止対策委員会」の設置（※以下 いじめ防止対策委員会）

(1) 構成員

管理職、児童支援専任教諭に加え、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任や教科担任等、複数の教職員によって構成される。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 運営

月一回以上定期的に開催する。いじめの疑いがあった段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 活動内容

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。
- ・「いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

② 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 取組の検証

- ・山下みどり台小学校いじめ防止基本方針（※以下 いじめ防止基本方針）に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての振り返りといじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行も含む）を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ①いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画等をもとに、児童の人権的資質を育てる。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用することで、社会的スキルを育てる。

- ② 全教育活動において、学びの基礎基本の定着、児童自らが問題解決をする力をはぐくむとともに自他の違いを認めながら自尊感情、自己有用感を高められるような授業づくりに努める。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

(2) いじめの早期発見

- ① 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。
- ② 児童生徒からいじめの相談があったときには、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。
- ③ 年3回アンケート調査（YP アセスメント）やいじめに関するアンケートを行い、教育相談を実施する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要と個人で判断せずに直ちにすべて「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、対応方針を決定し、記録をする。
- ② 保護者への協力を仰ぎ、警察署等関係機関との連携を図る。
- ③ 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う。

(4) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件は満たされていることが必要である。

- いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。（※年間計画参照）

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を共有し、連携・共同して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	内容
4	○組織の役割の確認 ○新年度 児童の実態把握・情報収集 ○「山下みどり台小学校いじめ防止基本方針」の共通理解（学校・家庭・地域） ○家庭訪問の実施
5	○第1回YPアセスメントの実施（児童アンケート）
6	○児童の実態の共通理解 ○児童アンケートをもとにした児童の実態把握・課題解決に向けての取組 ○非行防止教室・交通安全教室の実施 ○学校警察連絡協議会
7・8	○学校・地域・家庭連絡協議会 ○横浜子ども会議 ○個人面談の実施 ○夏期休業中の地域パトロール ○夏期児童理解研修（特別支援教育 具体的な支援方法）
9	○夏期休業明けの実態把握・共通理解
10	○第2回YPアセスメントの実施（児童アンケート）
11	○児童アンケートをもとにした児童の実態把握・課題解決に向けての取組
12	○個人面談の実施 ○いじめ解決一斉キャンペーン（児童アンケート） ○職員研修（人権に配慮した声かけについて） ○人権週間
1	○第3回YPアセスメントの実施（児童アンケート）
2	○冬期休業明けの児童の実態把握・共通理解 ○児童アンケートをもとにした児童の実態把握・課題解決に向けての取組 ○学校警察連絡協議会
3	○学校状況・児童の実態把握・共通理解

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同第2号)としている。

(2) 発生の報告

学校は重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の振り返り・見直し

山下みどり台小学校・横浜市教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回振り返りの場をもち、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。